

・私権の享有は出生に始まる (民 1 条の 3)

自然人であれば当然に権利能力を有することを指す

・詐術は年齢を補充する

「制限行為能力者が行為能力者であることを信じさせるため詐術を用いたときは、その行為を取り消すことができない」(民 21 条) ローマ法の「悪意は年齢を満たす」からきたもの

・契約は厳守されなければならない Pacta sunt servanda

ローマ法以来の原則。自由な個人の合理的意思に基づいた契約が一旦締結されたら、契約は守らなければならない。当然のことであるが、近時は「事情変更の原則」などにより修正を受けている

・いとこ同士は鴨の味

「直系血族又は三親等内の傍系血族の間では、婚姻をすることができない。」(民 734 条) とされ、婚姻禁止が解除されるのはいとこから。いとこ同士の婚姻はうまくいくことが多いという

・踏んだり蹴ったり

情婦が子を懐胎した後、妻のもとを去り情婦と同棲した夫からの離婚請求についての最高裁判決

次のように言って夫からの離婚請求を棄却した

「情婦との関係を解消し、よき夫として妻のもとに帰り来るならば、何時でも夫婦関係は円満に継続し得べき筈である」「もしかかる請求が是認されるならば、妻は全く俗にいう踏んだり蹴ったりである。法はかくの如き不徳義勝手気ままを許すものではない」(最判昭和 27 年 2 月 29 日民集 6 卷 2 号 110 頁)

・訴訟なければ裁判なし

いわゆる不告不理の原則。だれも訴えなければだれも裁判することはできない。訴えがなければ裁判官もいない

・裁判官は法を宣言する。制定はしない

法は立法者の意思であり、裁判官は法の代弁者である。裁判官は法を創造しない。しかし、社会は変わっていくものであるから、解釈によって立法者の合理的意思を明らかにしていくべきではある

・自白は証拠の女王である

かつては、自白は最も強い証拠とされた。しかし、自白を得るために拷問などがなされるようになったため、自白の危険性が明らかになり、現在では自白のみをもって有罪とすることはできない(憲法 38 条)

・目には目を、歯には歯を

古代バビロニアの Hammurabi 法典に書かれた同害応報を表した文句。ローマの十二表法などにも記載がある。一見厳しいものではあるが、犯罪と刑罰との均衡という観点からすると非常に合理性をもっている

・法律なければ刑罰なし

ドイツの有名な刑法学者フォイエルバッハの言葉。いわゆる罪刑法定主義の原則

・刑法は犯罪者のマグナカルタ

ドイツの有名な刑法学者リスト(作曲家リストのいとこ)の言葉。刑法は一定の行為の処罰を基礎づけるとともに、その処罰の限界を明確にすることによって、恣意的な刑罰権の発動によって犯人を含めた国民の自由・人権が侵害されないように保障するものである(刑法の自由保障機能)

・カルネアデスの板

船の難破の際に、2 人の遭難者がいるとする。1 人だけを浮かばせることのできる板を奪い合って、他の 1 人を突き落として溺れ死にさせたらどうなるか。カルネアデスはこのような問題を提示した

刑法 37 条は次のように規定する

「自己又は他人の生命、身体、自由又は財産に対する現在の危険を避けるため、やむを得ずにした行為は、これによって生じた害が避けようとした害の程度を超えなかった場合に限り、罰しない」

人の生命は法的に全て同じ価値である。したがって、この刑法 37 条の緊急避難に該当する

・生命は地球より重い

死刑が憲法に違反しないかどうかについての最高裁判決の言葉。(最判昭和 23 年 3 月 2 日刑集 2 巻 3 号 191 頁)

「生命は尊貴である。一人の生命は、全地球よりも重い。死刑は、まさにあらゆる刑罰のうちでもっとも冷厳な刑罰であり、またまことに止むことを得ざるに不出る究極の刑罰である。それは言うまでもなく、尊厳な人間存在の根元である生命そのものを永遠に奪い去るものだからである」

その一方で、同判決は、「死刑の威嚇力によって一般予防をなし、死刑の執行によって特殊な社会悪の根元を絶ち、これをもって社会を防衛せんとしたものであり、また個体に関する人道観の上に全体に対する人道観を優位せしめ、結局社会公共の福祉のために死刑制度の必要性を承認したもの」として、死刑が憲法に違反しないとした

・朕は国家である。L'Etat, c'est moi.

絶対君主の典型、フランスのルイ 14 世のことば。直訳すれば、「国家、それは私である」となる。王権神授説や絶対王制を示す言葉であり、王の専断を国家の名でいさめた者があったときに使われる

・最大多数の最大幸福

功利主義者ベンサムという言葉 「最大多数の最大幸福こそが道徳及び立法の基礎である」

・人民の、人民による、人民のための政治 Government of the people, by the people, and for the people.

リンカーンのゲティスバーグでの演説 民主主義がどういうものかをよく表している。

なお、日本国憲法前文にもこのことばは取り入れられている。「そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する」

・六法全書に恋はない

確かに、六法の中に「こい」を見つけることはできる。しかし、残念ながらそれは「故意」(民法 709 条など)である。法律あるいは法学が無味乾燥であるたえとしてこの言葉が使われる

もっとも、恋愛が自由に行えるこの社会を支えているのは法である

・社会があれば法がある Ubi ius ibi societas.

法は社会規範である。人間は一人だけでは生きていけない。人は、必然に互いに寄り集まってきた。人々のすべての生活の仕方も技術もその必然のために発見されたのである。そして、人々は一緒にしながら、無法のうちに暮らしていくことはできない。そうすると、これらの必然によって法と正義はかれらに王として君臨している

・法は人のためにある

自然法則はすでに「ある」ものであり、人間が作り出すことはできない。これに対して、法は「あるべき」ものであり、人間の作り出すものである。法は人間のためにあるということは、法の基本的性格であつて、これを無視して法を制定できない

・法の目標は平和であり、そのための手段は闘争である

ドイツの有名な法学者イェーリンクが「権利のための闘争」の冒頭部分で書いた言葉 「法の目標は平和であり、そのための手段は闘争である。法が不法による侵害を予想してこれに対抗しなければならない限り、法にとって闘争が不要とはならない」とする

・法は権利の上に眠る者を保護しない

社会関係は事実関係に基づき築かれていく。長い間続いた事実関係を覆すような権利の行使は、権利を守り実現しようと努力した者に限るべきである。また、国は裁判所を設けるなどして権利の保護に努めているのに、権利を守り実現しようとする者に対しては、法は保護をしない

・法は倫理の最低限

ドイツの学者イェリネックのことば 「社会の存立と発展の諸条件から流れ出て、人間の意思によって実現されるべきもろもろの規範を、我々は倫理的なものの客観的内容として 認識してきた。それゆえ、ある歴史的に規定された社会状態で、その存立を可能にするため守らなければならぬ諸規範を探究するなら、我々はその社会の法を得る。法は倫理の最低限にほかならない」

・売買は、賃貸借を破る

賃貸人が賃貸借の目的物を譲渡した場合、賃借人は(対抗要件を有しない限り)新所有者に対して賃借権を対抗できない。したがって、新所有者が賃借権を承認しないときは、賃貸借契約は終了する。

特許権の場合、特許権者が特許権を第三者に譲渡した場合、通常実施権者は新特許権者に対して契約の事実により対抗要件を有し通常実施権を主張できる。